

第1回菅島採石場検討協議会議事録（要約）

日時：平成24年4月27日（金）

午後2時～4時40分

場所：鳥羽市民文化会館3階中会議室

出席委員：大野委員、松井委員、藤田委員、成田委員、櫻井委員、亀川委員、辻委員
中村委員、木下委員、尾崎委員、奥村委員、堀口委員

欠席者：藤原委員

事業者：鶴田石材株式会社（上村専務、臼井工場長、張川係長）

事務局：中村総務課長、世古口副参事、浅井係長

1. 協議会委員の委嘱

（各委員へ市長より委嘱状を交付）

2. 開会

（総務課長開会あいさつ）

それでは、第1回菅島採石場検討協議会を開会させていただきます。

私は、この協議会の事務局を担当します総務課長の中村と申します。会長の選任まで会議の進行を努めさせていただきますので、よろしくお願いします。

本日の会議につきましては、お手元に配布させていただいております事項書に沿って進めさせていただきます。

では初めに、市長から皆様にご挨拶を申し上げます。

3. 市長あいさつ

（市長あいさつ）

皆さん、こんにちは。

今年の冬は大変厳しい冬であったと思っておりますが、その長かった冬も終わり、今日は本当に良いお天気になり、夏が近づいてくるなという感じさえするお天気になったと思います。

そのような中で、皆さんそれぞれに大変お忙しい方ばかりでございますけれども、今日は菅島採石場検討協議会にお集まりいただき本当に有難うございます。

また先ほど、委嘱状を手渡させていただきましたけれども快く委員をお引受けいただきまして有難うございます。

現在、菅島町で長年にわたって採石が行なわれておりまして、現在も続いています。そしてこの採石場の緑化再現のために、平成15年の1月に鳥羽市と菅島町内会、鶴田石材さんとの三者協議によりまして協定書が締結されました。それは、採石を含めた法面整形、緑化工は平成26年3月31日までに終了させるという内容の協定書であります。

私も当時はこの役所の外にいたわけですが、大変大きなと言いますか、すごい決断がされて、そしてこの協定書が結ばれたということで、私なりに感動したといえますか驚いたとい

うことを覚えています。

その後、この協定書は10年間で緑化を終了するという内容であったわけですが、私も含めまして市民の多くは、長年続いてきた採石事業というものが10年で終了して、そしてあの菅島の山が緑化されるんだなというように感じた人が多かったのではないかと私は思います。

私もそのように思っていたんですけども、市長に就任してその後経緯を見ていますと、なかなかこの協定書の内容のように仕事が進んでいかないというのが段々分かってきました。鶴田石材さんにも協定の年月日が近づいているので協定書どおりに早くお願いしますということは何度も言わせていただいたところなんですけど、その内容につきましては、整形をする、法面をとるというためには、当然採った岩石を売らないと仕事が続かない。こういった鶴田石材さんの説明も、常識として私も分かるというふうに理解しましたものですから、なるべく早くお願いしますと言ってきたんですけども、とても平成26年には間に合わないということが分かってきて、この時期が近づくにつれてまたこの問題が浮上してくるんだろうということは私自身も覚悟して今に至ったというふうに思っているところでございます。

しかし、この協定につきましては、整形の内容、緑化の内容とともに期限の月日が決められておりますので、一つの意見としては、この協定どおりこの日で終わるべきだという意見も頂いています。それから、緑化ということが中心ですので、緑化を完了するべきだという意見も頂いております。それから、この協定は緑化ということが書かれているだけで、その後の事業継続のことが書かれていないので、後の事業継続をしたほうがいいという意見も頂いております。

まさに千差万別、たくさんの意見を頂きましてそれぞれに内容的に相反するものもたくさんあると思っているところであります。

私は私なりに考えをもちろん持っているわけですが、やはり多くの方々からいろいろなご意見を頂いて、そしてそれを基に鳥羽市としても方向性を決めていくということは、非常に大事なことだと認識しております。

今日お集まりいただきました皆さんは、それぞれに識見が高く、各分野で十分な経験をつまれている方ばかりと思っておりますので、どうかこの協議会が有意義な協議会となり、市民の皆さんが納得できるそういう内容を引き出していただくようご協力いただきますようお願いいたします。

みなさんの答申につきましては、それを重要視させていただきまして、参考にさせていただきまして鳥羽市の方向を決定することに役立てるために私たちも努力をしていきたいと思っております。

大変お忙しい中ではありますけれども、最後まで委員の方々にご協力を賜りますようお願いを申し上げます、初回冒頭に当たっての私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員自己紹介

(各委員あいさつ)

課長 : 有難うございました。以上本日欠席の藤原委員を含めた 13 名の委員の皆様で協議会を進めさせていただきます。

(事業者、事務局の自己紹介)

5. 会長、副会長の選出

課長 : 続きまして事項書 5、会長、副会長の選出に入りたいと思います。

会長の選任につきましては、資料 3 にあります協議会設置要綱第 4 条第 2 項において、委員の互選により決定し、同条第 3 項において副会長は会長が指名することになっていますが、いかがいたしましょうか。

《委員より事務局一任の意見有り》

課長 : 事務局一任のご意見がございましたので、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

《異議なし》

課長 : それでは、大野委員に協議会の会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《拍手全員》

課長 : 有難うございます。それでは大野委員を協議会の会長と決定させていただきます。

ここで、大野会長から一言ご挨拶をいただき、その後副会長の指名をお願いしたいと思います。では、大野会長よろしく申し上げます。

(会長就任あいさつ)

会長 : 大野と申します。微力ながら良い決定、提言ができますようによろしく申し上げます。

それでは、協議会設置要綱第 4 条第 3 項で副会長は委員の中から会長が指名するとなっていますので、中村委員をお願いしたいと思います。

課長 : ただ今、中村委員が副会長に指名されましたので、中村委員を協議会副会長と決定させていただきます。それでは、中村副会長からも一言申し上げます。

(副会長就任あいさつ)

副会長 : 会長を補佐する形で、うまく提言がまとめられるようにしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

課長 : 有難うございました。

ここで市長は公務のため退席させていただきます。

(市長退席)

これより、協議会設置要綱第 6 条により協議会の会議は、会長が議長となることになっておりますので、大野会長に進行を交代させていただきます。

(報道関係者一旦退席)

6. 協議会の公開・非公開について

会長 : ただ今から私が議長を務めさせていただきます。ご協力申し上げます。

では、当協議会の公開についての方針を決定したいと思いますので、事務局より

説明願います。

事務局： 当協議会につきましては、公募委員の方にも参加していただいております、会議の透明性の確保の観点からも公開とさせていただきたいと思っております。もう一点、議事録につきましては、記載内容を会長に確認していただき、発言者の個人名は記載せずに公表としたいと思っております。

会長： ただ今事務局より説明がありましたように、基本的には公開。各委員の発言については、個人名を出さないということによろしいでしょうか。

委員： 発言者の個人名を出さないということで、協議会として問題はないのでしょうか。協議会での意見として市長に提言するときにはいろいろな問題が出てくると思いますが。その時に誰が何を言ったかというのを非公開にするというのは。

根本的には公開ですよ。情報公開条例に則ってやるんですよ。その時に、議事録に発言者名が無いのは問題ではないのか。発言者名は出していくべきだと私は思いますが如何でしょう。

会長： 個人名を出さなくても問題はないと思っております。そういう委員会もたくさんあります。原案として個人名を出さないというのは、皆さんこの問題についての知識のレベルの差もあると思うし、勘違いされている場合もひょっとしたらあるかもしれない。そういう部分も含めて、でもできるだけ自由に発言していただきたいという趣旨のもとでのことだと思っております。

委員： 分かりました。

委員： 私は100%公開すべしと思っております。

会長： もし、委員の皆さんが名前入りでもいいということであれば、それでも良いとは思いますが如何でしょうか。

委員： 私は非公開のほうが良いと思っております。この問題についてはみんなが敏感だから言いたいことも言えなくなる。

会長： ちょっと利害に関することもありますので、そういう心配も確かにあると思っております。

委員： それぞれ立場というものがあるので、活発な意見を出来るだけ出してもらうということからすると、個人名は出ないほうがひょっとしたらいいのかなという気がします。

会長： ということでよろしいでしょうか。

委員： 会議ですから、数でやっていただければそれでよろしいですが。ただ、公開ということで新聞記者の方はずっと入っているわけですよ。誰が何を言ったかは漏れますよね。

委員： その時の発表の仕方も一つ問題があると思っております。ただ、われわれも外から来て、先ほど会長が言われたように知識の程度も違うし。それを、全部名前を出して同じことで公表するということはちょっと問題もあると思うんですけど。

ここは非公開にさせていただいて、公表の仕方は事務局で考えていただくというか、

原案のままいただいていた方がいいと思います。

事務局： 内容については、会長に見ていただき、了解を得て公開するというご希望です。

会長： 議事録は完全に公開するけど、会議を完全に公開するという意味ではないんですか。

事務局： 会議は当然公開で。

委員： 私たちが非公開だといったところで、傍聴者が誰々がこう言っていたというならば、はなから全面公開の方がよいと思います。

委員： 記者も発言の内容だけで、いちいち名前まで書かないでしょう。

会長： よろしいですか。それでは、そういう公開の方針でいきましょう。

事務局： それでは、傍聴の方を入れてもよろしいですか。

(傍聴者入場)

7. 議事

会長： それでは、事項書6の議事に入らせていただきます。先ず議事(1)の会議運営の進め方について、事務局より説明願います。

事務局： それでは、今後の会議運営につきまして、3点ほどご説明させていただきます。

まず1点目としまして、この菅島採石場検討協議会の設置目的についてでございますが、添付資料3として、菅島採石場検討協議会設置要綱をつけさせていただきます。

平成15年1月に、菅島採石場の緑化復元のため市、菅島町内会、鶴田石材(株)の三者の協議により締結しました協定書において、緑化復元を平成26年3月31日までに終了させるものとするしましたが、期限内での終了が困難であると見込まれることから、今後の菅島採石場の緑化復元に関しまして鳥羽市の方向性を定めるため、広く皆様方のご意見をお聞きしたく設置したものでございます。

なお、本協議会の開催予定につきましては、本日の会議を含めまして、8月末までの間に5回程予定させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

次に2点目としまして、協議会の進め方についてでございます。

本日、第1回目につきましては、菅島採石場につきましてご理解いただくため、これまでの経緯や緑化復元の現状などをご説明させていただきます。

次回、第2回目につきましては、実際に現地で採石場の緑化状況を確認していただき、その後菅島工場会議室をお借りして会議を行いたいと思います。

そして3回目以降につきましては、菅島採石場の現状をご理解いただいた上で今後の対応につきまして委員の皆様からご意見をお聞きする方法で進めさせていただきます。

3点目は、協議会のまとめ方についてでございますが、皆様から出されましたご意見等を最終的に整理し、提言としてまとめていただくという方法でお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

会長： ただ今の事務局からの説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員：先ほど最初に言われましたように、この菅島に関しましては温度差がかなり出るんではないかと。

私みたいに15年間ずっとこれに携わっている人間と、そうで無い人間との知識の部分の温度差がかなり出てくるんではないか。その中で、議論が噛み合うのかということが心配です。

それともう一つは、この復元計画で、区別をしておかなければいけない分が1つあります。それは何故かという、鳥羽市が権利を持っている山と、菅島町内会が持っている権利とを、鳥羽市はしっかりと分けて物事を進めてきたんです。

というのは、大山と東山というのがあります。大山が鳥羽市で、東山は町内会の権限だったと思います。一般質問の中で前市長は、鳥羽市の権限は大山だけだという回答をしている。それで、あの山全体を議論するのか。そこら辺ちょっと、明確な区分が無いのではないかなと。

緑化もそうだったと思いますので。そこら辺が、知らない方から見るとあの山全部が緑化の対象なのかとか、終結の対象なのかとか。そこら辺を、明確に共有する部分が必要だと思いますので。そのあたりを事務局は、説明できるんですか。

事務局：緑化に関しましては、仮協定書で鳥羽市と菅島町内会、鶴田石材の三者で菅島採石場全体を緑化すると。資料6の協定書ですけれども、仮協定書ということになっていますが、平成15年1月23日の臨時議会で承認を得ています。

3者で協定をして、大山、東山全体の緑化をやっていきたいと思いますというのでこういう協定書になっておりますので、協議会においても、全体のことを協議させていただきたいと思っています。

委員：先程、市長があいさつのところで述べていたように、期限があるからこれで終わろうという意見がある。次が、期限ではなく採取量で契約しているので、契約の採取量の範囲内までは採っても良いのではないかという意見。そして、菅島町内会、事業者に関しては、もうちょっと山を削りたいというのが率直なところなんです。これを市長も、皆さんの協議の中に入れてもらって結構ですと言っていましたので。今度、現場に行って権利関係というのは、山を見たらすぐに分かるので。

先程、事務局がおっしゃったように、緑化に関しては、菅島採石場全体で見ていただけて結構です。だけど、契約書を結んでいることに関しては、429の67と429の1があって、権利関係がはっきりしているんです。

429の1に関しては、菅島町内会が鶴田石材と採石に関して契約を結んでいます。429の67に関しては、鳥羽市と鶴田石材で土石売買に関しての契約をしている。このことをご理解いただきたいと思います。

(「もう本題に入ってしまったようだが」との意見あり)

委員：ですからですよ。これには書いてないから。書いてないものが後から出てきて大丈夫なのかなと。設置要綱の中に書いてないので、そこで温度差が出てきたときにどうするんだということ。

私は、ずっとこれを追及しましたので。その時鳥羽市としては、大山と東山は別物だと。井村市長は、大山だけだと。鳥羽市が議論して、権限があるのは大山だけだと。東山は、町内会のものだという答えを頂いている。木田市長になってから、そこは議論されていない。そこをやっぱし重視していかなければいけないと。これには、入会権と既得権益がしっかりと発生していると思います。そこで大山、東山をしっかりと区別していくべきじゃないかなと思いましたので。というのは、平成15年1月15日に大山、東山両地区と文言が区別されているのに、設置要綱の中では区別されていない。これは、後々問題になるんじゃないかと思いましたので、ちょっとお話させていただきました。

会長：先程、委員のほうからもあったんですが、とりあえず今、会議の進め方ということについての議論で。菅島採石場の経緯についてということは、2番で議論することになっているんですが。今の議論は、2番に入っているのではないかと。

そもそも、協議会設置要綱のところの問題があるということになると、協議会の進め方以前の問題になると思うんですけど。

委員：わかりました。では、2番のところで行きますので進めてください。

会長：今、事務局から説明がありましたように、一応5回程度の会議で、1回目が本日で、2回目に現地に行って、委員全員で見させていただく。そして、3回、4回、5回で提言をまとめるというような会議の進め方でよろしいですか。

《異議なし》

会長：それでは、議題（2）の菅島採石場の経緯について説明してください。

事務局：それでは、現在の菅島における採石の経緯及び緑化の経緯についてご説明させていただきます。

現在行なわれている菅島の採石につきましては、平成12年11月に本市の観光業が低迷するなか、鳥羽旅館事業共同組合より、菅島の採石事業継続は現在でも国立公園の意義を疑問視する声のあるなかで、貴重な観光資源の破壊を招く恐れがあるとして自然景観の保全に関する要望書が提出されました。

また、反対に平成13年5月には、地元菅島町内会より永年にわたり地場産業として地元に着していることから、菅島町の地域振興のためにも鶴田石材が継続して採石ができるよう要望書が提出されました。

このような情勢のなか、平成15年4月には、鶴田石材の採石行為に係る許可期限が終了することから、今後の菅島採石問題の方向性を定めるに当たり、広く意見を聴取し、反映させるため、平成13年10月に菅島採石問題を考える懇話会が設置されました。

この委員としましては、学識経験者2名、三重県代表者、菅島代表者、商工会議所、観光協会、漁協連絡協議会、自治連合会、婦人会連絡協議会の各代表者の合計9名からなり、平成14年2月に懇話会の提言がまとめられています。

その内容としましては、

1. 新たな採石について

菅島採石場の景観は、観光を主要産業とし伊勢志摩国立公園の中心に位置する鳥羽市においてふさわしいものではなく、菅島採石場全域について中止すべきであり、新たな採石は基本的には認めるべきではないとの意見が多数を占めた。ただし、期間を限定した中での緑化計画による最小限の採石の継続はやむをえないものとする。また、他の委員からは、継続を希望する意見も出された。

2. 緑化復元について

採石場全域において植栽による早急な緑化が必要である。緑化復元が遅滞した原因は、一義的に採石業者の責任と考えられるが、それと共に業者に対して長らく指導をおこなっていた行政にも瑕疵があったと考えざるを得ない。

緑化を十全な形で完了するには長期間を要することが懸念されるので、これを確実に推進するため、市が責任をもって緑化推進協議会（仮称）等を設置して、緑化期間や植栽する樹木等の決定など綿密な緑化計画を作成し業者に確実に実施させ、また、業者に緑化を保証させるため、十分な緑化基金を創設させるべきである。

3. 雇用問題を含めた跡地利用について

採石を中止した場合雇用問題が残るが、これは業者が考えるのが当然のことであり、今後実施される緑化工事においても、雇用の継続は考えられる。跡地利用計画については、昨今の厳しい経済情勢のなかでは企業の進出の望めないことから、跡地利用研究会（仮称）等を設置し鳥羽市の今後の検討課題とされたい。以上3項目について提言がだされました。

この懇話会の提言を受けまして、菅島採石場における全域の緑化復元を図るため、法面形成並びに植栽樹木の選定について検討のうえ緑化計画を策定し、その方向性を定め市長に提言をすることを目的とする菅島採石場緑化検討委員会が平成14年6月に設置されました。

この委員としましては、森林環境砂防学の学識経験者、自然公園法、採石法、森林法の各関係者、樹木の学識経験者、菅島町代表、鳥羽市助役、採石法、森林法の市関係者各1名の合計9名とオブザーバーとして鶴田石材からなり、平成14年11月に緑化検討委員会の提言及び緑化計画の基本方針がまとめられています。

その内容としましては、当該地の緑化に当たっての最終的な目標は、採石前の菅島の植物生態系を回復させることであり、緑化工もその手助けとなるものでなければならない。このため、緑化工施工後の管理も含め、緑化計画期間をある程度長く保つと共に、緑化に使用する植物種の選定に当たっては、在来種（自生種）を基本とするべきである。法切り斜面が形成され次第、順次斜面上部から緑化工を施工し、その施工期限は平成26年3月末までとするとの提言と、法切り開始の基準高は、大山地区でGL20m、東山地区でGL10mとする。法切り斜面の勾配は約30度を基準とする。法切り斜面上の客土層の鉛直厚さは30cmとし、小段の幅については5mから10mとする。その他、菅島に自生する植物の種類、在来植物の種子、苗木の

確保・育成についての望ましい方法等の緑化計画の基本方針がだされました。

平成 14 年 12 月に、鶴田石材から菅島町字村山 429 番 67 地内の市有地の土石採掘許可申請書が提出されました、その内容につきましては、申請面積 392,403 m²、土石採掘数量 4,349,120 m³、採掘・緑化予定期間平成 15 年 4 月 1 日より平成 26 年 3 月 31 日であります。

また、添付書類として平成 14 年 12 月の緑化検討委員会の提言を尊重し、在来種を基本とした、より自然な植物回復が可能となる法面の整形・緑化を目的とする、採掘計画と緑化計画も提出されました。

続きまして、平成 15 年 1 月 8 日に鳥羽市、菅島町内会、鶴田石材で採石場の緑化について協定を締結しています。その内容につきましては、菅島採石場緑化検討委員会の提言の趣旨を尊重し、採石場の緑化復元に共同であるものとする。緑化は、法面整形、緑化工を合わせ平成 26 年 3 月 31 日までに終了するものとする。鶴田石材は緑化復元を担保するため緑化資金の原資として、5 億円の緑化基金を創設するものとする。法切り開始の基準高は、大山地区で GL20m、東山地区で GL10m とする、単斜面勾配は大山地区で 27 度、東山地区で 30 度とし、法切り斜面上の客土層の鉛直厚は 30 cm とする。

緑化工については、採石前の菅島の植物生態系を念頭に鶴田石材が自己の費用負担において行なうものとする。植物種の選定については三者で行なうものとなっております。この協定書に基づき、緑化工を施工し現在の進捗状況は GL170m から GL60m まで施工されています。

続きまして、平成 15 年 1 月 15 日に鳥羽市と鶴田石材との間で、土石（かんらん岩）売買契約を締結しています。その内容につきましては、売買物件として事業区域は菅島町字村山 429 番地 67 地内の内 392,403 m²、採取全土石量は 4,349,120 m³、採取として事前に採取計画書を作成し工程を遵守すること、売買代金として土石 1 m³当たり単価 95 円、売買代金は 433,824,720 円、納入方法は 10 回の分割払いとする、契約期間として平成 15 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする、緑化として事前に緑化計画を作成し承認を得たうえで緑化を図ること等の内容であります。この売買契約書に基づき現在、菅島町の契約分を含む大山地区全体の採取計画数量 8,189,960 m³の内 6,270,310 m³が採取済みで進捗率は 76.6%です。

続きまして、同じく平成 15 年 1 月 15 日に鳥羽市と鶴田石材との間で、売買契約書に定める事項のほか採石場の環境保全のための覚書を交換しております。その内容につきましては、土石採取の基本方針として、菅島採石緑化検討委員会の提言の趣旨を尊重し、採取後の緑化復元を目的として採石事業を実施するものとする。採取として、法切り斜面の形成について、自然と環境として事業の施工にあたっては、自然環境の保全に細心の注意を払い、鳥羽市民の環境と自然を守る条例等関係法令を遵守するものとする。緑化として、緑化計画の作成にあたっては、菅島採石場緑化検討委員会から提言のあった緑化計画の基本方針に基づき作成するものとす

る。緑化は法切り斜面ができしだい翌年には完成させ、実施済の緑化工に問題があれば速やかに補充緑化工を実施するものとする。緑化施工は鶴田石材において実施し、それにかかる費用はすべて鶴田石材の負担とするものとする。採石事業の変更として、採石事業を変更しようとするときは、あらかじめ鳥羽市と協議して了承を得るものとするが、本事業で実施された緑化工により植栽された樹木等は再び剥ぎ取ることはしないものとする等の内容であります。

平成 15 年 1 月 23 日の臨時議会において、採石場緑化復元のための協定及び土石売買契約が議決されています。

次に平成 17 年 4 月に、鶴田石材より経済情勢の悪化による骨材市況の低迷のため、東山地区の採掘着手の延期願いが提出されました。東山地区については、現在も手付かずの状態です。

平成 20 年 2 月に鶴田石材より鳥羽市に、土石の採取にあたり採石法、森林法、自然公園法等の許可手続きをするため土地使用同意書の発行願いが提出されました。この同意書発行願いに対し、同年 2 月に土地使用同意書を鳥羽市が発行しております。

平成 20 年 3 月 31 日に三重県より、鳥羽市菅島町字村山 429 番地 1 他 34 筆 1,293,004 m²、かんらん岩 19,222,360 トン、採取期間平成 20 年 4 月 17 日から平成 25 年 4 月 16 日の採掘許可が認可されています。

平成 23 年 8 月に菅島町内会総会において、採石事業の継続が決議されています。

以上、採石及び緑化の経緯の説明を終わらせていただきます。

会長 : 有難うございます。なかなか分かりにくいとは思いますが、今説明いただいたのが採石の経緯ということです。

これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員 : 私は、この件に対しまして温度差ゼロどころじゃなくマイナスでございます。ですので、ちぐはぐな質問があるかも分かりませんが、その辺はご容赦いただきたい。

菅島採石問題を考える懇話会あるいは緑化に関する検討委員会は、現在どうなっていますか。

事務局 : 提言書をいただきまして、その時に解散しております。

委員 : 平成 8 年 2 月 26 日付の第 3 工区採石契約、平成 14 年 9 月 30 日に契約終了。これは、約束は全部履行されておりますか。

事務局 : 第 1、第 2、第 3 工区のことですね。

委員 : 第 3 工区のことを聞いていますが、第 1 工区、第 2 工区問題があれば合わせてお答えください。

事務局 : 第 3 工区については、平成 14 年 9 月 30 日に契約満了となっております。

会長 : 第 1 工区、第 2 項区も含めて契約は満了しているんですか。この書き方は、確かにちょっと分かりにくいですね。

事務局 : 変更があったとは聞いてはいますが、詳細については、申し訳ないですが把握

していません。次回までに、調べて報告させていただきます。

委員 : それから、平成 14 年 12 月 27 日付け。これは現在進行中ですね。

事務局 : そうです、現在やっているところです。

委員 : かんらん岩売買契約書は、これに該当するんですか？

事務局 : かんらん岩売買契約書は、資料 6 です。

会長 : それが、この今の 19 番に対応するかということなのですが。

事務局 : この土石採掘の許可願いは、鳥羽市菅島町字村山 429 番 67 地内です。ですから、これと一緒にです。

会長 : 19 番が資料 6 の契約書と結ばれるのか。

事務局 : 資料 6 の売買契約書をご覧ください。一枚めくっていただいて、物件の表示というところがございます。

委員 : すみません、委員さん。要は、10 年前からこうやって、皆で決めてきたことを鶴田石材さんがやっているか、いないかの問題でしょ。それを聞きたいんですよ。

そこで、まずは 10 年位前に皆で決めて、市役所に 5 億円の緑化資金を積んでもらうということになっていたんですけど、それは積んでもらっているんですか。

事務局 : 積んでいただいています。

委員 : 市役所に積んでいるの。

事務局 : 市役所ではありません。鶴田さん名義で積んでもらっています。

事業者 : いいですか。毎年報告するというので、今年も 4 月に報告しています。

事務局 : 今年も報告いただいています。

委員 : それだったら、緑化をちゃんとやってなければいけないはずなんだけれども。緑化をちゃんとしないから、こんな問題になっているんですよ。

事業者 : 順次契約どおり、切土、下地面から客土、植栽をしております。今現在レベルで約 40m。50m レベルまでは種子の吹きつけ、植え付けは済んでおります。今現在 40m レベルの客土を行っております。

委員 : これで間違いはないの。

事務局 : やっていることはやっているんですが

委員 : 曖昧に言わんと。

事務局 : 緑化はやっております。種子を入れた保育ブロックを使ってやっているんですが、なかなか土地が痩せていることから生育が悪く、遠目からですと緑化が進んでいるのが分かりづらいです。

委員 : 順調には進んでいないということやね。

事務局 : そうですね。

委員 : 私今回、検討協議会に初めて出させていただいたんですけど。約 8 年前の平成 14 年に、懇話会が同じようなことで開催されておりました。その資料も一応読ませていただきました。今回、この検討協議会の主な検討議題としては、平成 15 年に取り決めをした 26 年 3 月末までの緑化並びに採石事業が計画通りに進んでいるのか

どうか。

冒頭の説明では、ちょっと遅れているような説明がございましたが、その10年間の契約が、履行出来るかどうか。出来ないなら、その原因が何なのか。それからまた、その先どうするのかということを含めた検討協議会であるという認識でよろしいですかね。

会長 : 私もそのように認識しています。

委員 : そうしますと、それまでの8年間の経緯を時系列で説明していただいて、それで26年の3月末には契約が完了出来るのか。出来なければ、どの程度残るのか。そういった、具体的な説明をしていただくと、非常に分かりやすいと思うんですけど。

議題をどんどん広げていくと、中々限られた回数と限られた時間で提言書をまとめるのは大変かなと思いますので。そういう基本的な議題に従って議論を重ねて、それで枝葉が出る部分はあっても良いと思いますけど。

私は、そのような解釈でよろしいかと思うんですけど、如何でしょうか。

会長 : 有難うございます。私も少し資料を読ませていただいています、いろんなご意見があると思います。

ここではっきりしているのは、協定書が平成15年に結ばれている。これは、はっきりしていて、どなたからも異論はないのではないかと思います。

この協定書の中身につきまして、この協定書を履行するについての議論にできれば絞りたい。勿論、この協定書を、委員がおっしゃいましたように進めるにあたって枝葉が出てくるところがあると思いますが。

基本的には、この協定書は三者で結ばれたもので、この協定書を実行するに当たって、今緑化が進んでいないようにみえることに関してというところに議論を収束したいのですが、如何ですか。

委員 : 私が先ほどから申し上げていますのは、温度差がマイナスでございますので。そういうことを埋めることも合わせまして、経過を説明していただいた範囲内で質問をさせていただければと始めたつもりでありまして。議論とか、そういう問題以前の問題だと私は思っています。

会長 : 確かにおっしゃるとおり、僕も本当は景観生態系の専門家として入っているわけですが。その議論に入る前の経過を説明していただいたわけで。

確かに、ここがいろいろデリケートな問題だと思うんですが。ここがどうも、確かにはっきりしないところがたくさんあるんですが。

委員 : 緑化に関して委員にお答えしたいんですが。この地図を見ていただければ分かるように、こちら側は石をぜんぜん採取していないんです。ですから緑化が一切行われていないというのが現状です。

それは、毎年総務委員会の議員さん、市役所の総務課さんが現地視察して、現状報告みたいなのをしています。それに関しては、鶴田石材さんのほうから、こういう建設業界の需要がないということで、採っても売れないものは経営的に無駄が

多いので採れませんというので、平成18年に延期願いが役所に出されたのが現状です。

委員：前の時に、鶴田石材さんが赤字を出した。そういう状態で、緑化資金を積みとっても本当に積んでいるか分からない。それで、市役所であの資金を管理するという事になったんですよ。

委員：5億円の緑化基金ですね。

委員：鶴田石材さんの方に預けておくと、赤字会社だから、どうなっていくか分からないから市役所に5億円積んでもらって。それから、こっちサイドで緑化しようというふうに話になったんですよ。

どうもこれを見ていると、外来種の吹付けをやっているけれども。一応これでは、ツゲとか従来が生えている木を植えるようになっていますね。

委員：従来の木は、種は植えています。

委員：家の前から、正面で見えるから毎日見ているんですよ。吹いても、雨が降ると流れてしまって、しんどいなと言っているんだけど。一向に、緑化の芽が出てこないように見えるんで余計心配するんですよ。

本当に、5億円の緑化基金の残高見ているんですか。

事務局：残高は、毎年報告をしてもらっています。今年は、4月に5億円の残高証明を出してもらっています。

委員：従来の流れはどうなのか。その時に、5億円どっかの銀行のをもってきて残高にするかもわからないし。

事務局：毎年一緒のものです。

委員：通帳は見せてもらっているのか。

事務局：通帳ではないですけど。

委員：今まで、緑化を7年やってきているわけじゃないですか。その中から、多少の目減りはあっていいんですよ。前の総務課長さんにも、了解はもらっているんですけど。

委員：相当に積んでいるわけですよ。契約期間が来たらちゃんとなる予定なんですよ。でも、それが難しいから今日の会議なんですよ。

委員：そう、難しいんでしょうね。育たないという結果が徐々に出てきているわけですよ。

委員：それからもう一つ。ああやこうや言ってないで、緑化云々じゃ無しに。要は、島のほうから延長させてくださいと言っているんですよ。その問題ですよ。

今、この話をいっぱいして、後でまた継続の問題になったら、またご破算になってくんですよ。その問題を皆に進言してもらったらどうか。

委員：地元の意向というのをね。

会長：ちょっとそれは…

委員：経過についての質問が今半ばなので、この辺で私に戻していただきたい。

5億円の緑化資金、これは計画どおりなっておりますね。

事業者： はい。やっております。

委員： それからもう一つ。かんらん岩の仮契約書。なぜ、仮になっているのかもよく分かりませんが、売買代金の納入状況。10回に分けての取り決めになっておりますが、9回までは入っていますか。

事務局： はい。入っています。

委員： あと1回を残すのみですね。

事務局： はい。今年の9月です。

副市長： 仮契約書の話。

事務局： 仮契約書というのは、議会を通過して本契約になりますので。先ず、仮契約をして議会に諮り、議決を得た後本契約になりますので。写しは仮契約ということです。

委員： 経過書の2ページ目、平成17年4月19日、鶴田石材さんより、東山地区の着手延期願いが提出。この理由はどういうことですか。

事業者： 当時の予定より、かなり執行が悪くなり。正直なところ言いますと、作っても売れないという状態でございます。今現在もそのまま続いているんですが。簡単に言いますと、経済情勢ということでご理解願いたい。

委員： 25年4月、来年でございますが、それまでに回復する見込みですか。

事業者： 市況が回復するという意味ですか。それはなかなかちょっと…。

委員： 見込みは。

事業者： 見込みは、多少は上るんじゃないかなという希望は持っています。

委員： 満了をにらんで希望的観測。

事業者： 実際問題は、日本経済が停滞しているし、公共事業へのお金が少なくなっていますから恐らく難しい、現実問題としては。

それからもう一つ。先程、基金についての話がありましたけれども。私どもは3月末、これは市役所さんの決算ですね、それと私どもの決算である4月末の2回に渡って銀行の残高証明書を発行してもらい、それを市役所さんへ提出するというところでございます。

銀行の発行した残高証明書を、市役所さんへ提出することによって市役所さんが残高を確認するということです。私どもが作った残高証明ではなく、金融機関が作った残高証明ということです。

会長： 緑化資金の収支報告書というのを出されているんですか。

事業者： いや、3月末と4月末の預金の残高証明です。

副市長： 委員が質問されたことに再度お答えしますが、市役所のほうでは、基金は管理しておりません。言われるように、提言書に基づいて市長のほうはそれを判断したんですけれど。例えば、市役所で基金を管理する場合は、条例がいますから。市役所は、5億円の管理はしておりません。

それは、協定書に基づいて鶴田さんの経理の中で、留保資金というんですかね、

必ずそれは残してくださいということで、市役所が毎年チェックをしながら確認をしているという作業です。ですから、会長言われましたように、緑化資金の収支はございません。

委員 : 最後の一つ。平成 23 年 8 月 27 日。菅島町内会さん、採石の継続決議とあります。これは、理由は何ですか。

委員 : これを見ていただきますと、東山がありますよね、右側の方。間にまだ、菅島町の権利の部分 429 の 1 というのがあるんです。右側だけじゃなくて、左側の上の方。ですから、それも含めた再開発、採っていないので契約している分も含めて再開発をお願いしたいというのが継続決議の内容です。

429 の 1 並びに 429 の 67、菅島採石場で新たな契約を更新したい。採石を更新したいというのが町内会の臨時総会の議決です。

委員 : 理由は何ですか。

委員 : 先ず、緑化の遅れというのがあるし。ここからいただいている山代金というのが、行政の補完みたいなことをかなりしているんですね、道路の補修とか。

かんらん岩の採石代金をいただいて、町内会がその運営の中で、いろいろな町民に満足していただけるような、行政の補完をしながら町内会を運営させてもらっている。

委員 : 戻っているんですね。

委員 : 先程も言ったように、採石代金というのは、菅島町内会が年間、今年は上げてもらって 3 千万です。鶴田石材さんから 3 千万いただいています。鳥羽市もこの資料にあるように、年間 4 千 3 百万円の 10 年契約で 4 億 3 千万円強をいただいている。

そういう経緯で、私ら町内会役員になると、先輩方から「これが財源だから守っていけよ」と、ずっと引き継いできています。

委員 : また最後の一つですが、先程来、菅島町の所有という言葉が使われましたね。鳥羽市の所有、菅島町の所有。所有権のことですか。

委員 : 名義人は全て鳥羽市なんです。429 の 1 も 67、68 も。429 の 1 に関しては錯誤。合意の下でなされた名義変更ではないというのが町内会の連綿とした言い分です。

委員 : 錯誤？

委員 : 錯誤です。合意の下ではないということです。

委員 : 誤りということですか。

委員 : そうです。

副市長 : 市のほうも、市の立場で説明しないと委員に誤解を与える。

事務局 : どう言えばいいですかね。難しいですね。

委員 : 入会権を主張するんだということであれば話は別ですがね。それはそれでいいです。

委員 : 昭和 53 年当時に、菅島村名義であった部分を、全部鳥羽市が承継登記したというのが事実です。

そのことについて、53年にすぐに申し入れをしています、実際のところ。

委員：その問題は、裁判して決着がつかないあれでしょ。

委員：お互いの言い分に利があるように答弁なされています。

委員：難しいんだよ、これは。

会長：委員が、そこをはっきりさせたいというのは良く分かります。僕もはっきりさせたいんですが、そこがはっきりしないんですよ。

委員：国立公園法の意見もちょっと聴きたいんだけど。

委員：今の所有権云々の話は、次に譲っていただいて結構です。

委員：次へ行くんだったら、僕が先ほど言わせていただいた、大山と東山の違いをどうやって区別していくのか。今までの市の考え方としては、一つに見ていませんよね。大山は鳥羽市、東山は町内会という区別をして今まで来たと思います。それを、急にここで一つにして物事を進めるのが妥当なのか。

前市長は、区別するべきだという答えを出してきている。それから現市長は、分からないから皆で議論してくれという話に変わったわけですよ。そこら辺、如何ですかね。

副市長：分からないんじゃないですよ。

委員：市の意向はどうなん。

副市長：ちょっとすいません。紹介が遅れました、副市長の木下です。

この件につきましては、長年携わっておりますので簡単にご説明させていただきます。

委員言われましたように、確かに大山と東山、所有権と入会権入り混じっております。

例として、大山だけあげますけど。429の67は、鳥羽市の所有地であり、鳥羽市が契約しております。429の1につきましても、所有者は鳥羽市ですけど三十数年来、入会権の関係で地元町内会が契約しております。

ただ、委員言われたように、大山と東山を区別して議論するのか、同じにするのか。ここは、委員さん方の意見をお伺いしたいところでもあるんですけど。

三者の協定書は、全てを緑化するという事で協定がなされております。大山と東山を区別はしておりません。

ただ、契約形態であるとか所有権が違いますので。そこは、各委員さんの共通認識の下、いろいろなご意見を今後とも受け賜りたいと思いますので、よろしく願いします。

委員：この検討協議会の目的といいますか検討目的というのは、大山も東山も両方の地権者と入会権の問題は、ひとまずこちらへ置いといて。この問題を議論しだすと、中々何年かでは済まない話になると思います。

双方の権利主張は、それはそれでいいと思うんです。そのことは、こっち置いといて。両方が共通する緑化、或いは採石の収束をどうするかということについてが

共通の議題ではないでしょうか。共通の議題に基づいて進めていかないと、中々議論が前に進まないと思うんです。

勿論、入会権の問題を主張されていることも分かるし、市に合併された時、錯誤により、全部鳥羽市の名義になってしまったという経緯も私なりに理解しています。だけど、そのことであちらがどう、こちらがどうと議論しだすと、その問題を解決しないとどうにもならない問題だと私は思います。

だから、この10年の、今途中8年で事業がどう進んでいるのか。先程、鶴田さんからの説明にありましたように、経済情勢によって思うように進んでないとおっしゃっています。それは事実だと思います。

この契約書、3者による協定書には、期限と採石する土量、両方が入っておりますね。10年という期限の中で、契約内容の土量の採石が終了し、且つ緑化も計画通り完了すればそれで問題ないことだと思うんです、この契約内容は。

逆に、経済情勢が思うより上振りをして、それで予定の採石量が8年で採り尽くしてしまったと。まだ2年残っています。でも、8年で採り尽くして、緑化も8年のところまで進みました。あと2年ありますけれども、採石は全部採り尽くしました。だけど、緑化だけあと2年残っているという状態も、逆に言えば考えられるんですよね。

委員： 契約当初にね。

委員： 契約当初。経済事情によって変わるということであれば、当時、予測出来たのか出来なかったのか、これは何とも言えませんが。一応、契約期限を切り、採石土量を謳っている以上は、どちらを従とするのか主とするのか議論の分かれるところかもしれません。両方満足すればいいことだと思うんですが。

話を聞いていますと、契約期限は後2年残していますけれど、契約土量を全部採れるのか、採れないのかという問題は今あるんですか。契約土量を採るのには、2年間では難しいというところはあるんですか。そうすると、必然的に緑化もあと2年では無理だということになりますね。

事業者： そうですね。

委員： それは何が理由かと言いますと、先程の思ったほど需用が伸びていないからということなんですね。

そうしますと、それは最終的には環境面から見て、計画通り進まなかったから緑化も完了しないまま終了させるのか。それとも、あくまでも環境保全のために緑化は完成させる。その為には、1年余分に延長する必要があるのか、2年余分に延長する必要があるのか議論になるんだと思うんですよ。

その辺は当事者である、或いは特に鶴田さんの今から先の経済情勢の動向も見た上で、こういう見通しなのだがどうか。そこで、もう1年延長するのか2年延長するのかというスケジュールが出た段階で、その内容についてどういう検討、議論を交わすかということになるかと思うんですけど。如何でしょうか。

会長 : 有難うございました。今の副市長さんのご説明、市の立場と委員のご提言で、いわゆる所有権と入会権の問題は、協定書の話しについては置いておける問題であると。

これの精神ですよ。先程おっしゃられた協定書の期限と土量の両方が切つてあるけれども、これが今、現実的にはちょっと難しい。でも精神は活かしたい、恐らく三者とも。

そこで、精神を活かすためには具体的にどういう方策があるかということはこの会議で議論していけばいいというところで、この2番の経緯というか共通認識が収まると、次回から建設的な議論ができるかなと思います。如何でしょうか。

委員 : 資料が足りませんね、そうなってくると。有耶無耶で行かなければいけない、というふうになってくると思いますけど。

精神的な議論なら良いのですけど。戻る場合、あとに戻っていくならちゃんとした裏づけが必要になってきますよね。

委員 : 私が菅島の人間なら、毎年3千万もくれるのなら永久にしてくれって言うよ、そうでしょ？

委員 : 自分の収入に係わることに關しては、守ろうとするのが人間なんですよ。

委員 : 国立公園内だし。要は、50年も採ったんじゃないか。山も痛いといって泣いているよ。国立公園所管の意見も聞かせてください。

委員 : 今のお話はごもっともですが、2番はこれで終わりとしたらどうですか。

会長 : 経緯についてはですね。じゃあ、先ほど私がまとめたようなことで…

委員 : ちょっと待ってください。次回までに、土の量がどれだけ埋まっているのかとか、本来それを日量にしたら何日掛かるのかといった資料を、次までに出していただくという約束をしないとまた同じことになりませんか？これは出していただけるのですか。

事務局 : 鶴田さん。出していただけますかね。

事業者 : 何をですか？

事務局 : 大山、東山地区を含めた今残っている量を。

事業者 : それは市のほうに我々毎月出していますから。

事務局 : それで計算すればいいんですか？

事業者 : 揃えろといわれれば揃えますけれど。すぐ出すことはできますので。

委員 : 僕は、どちらにとっているのではなくて。先程、せっかく委員おっしゃられた話を裏づけする数字を出していただかないと、また同じことになりますから。

あと、普通で採っていたらどれ位、何日位かかるのか。2年間では採れないというのなら、大体普通で採っていったら4年掛かるのか、5年掛かるのかということ聞かせてくれないと。目算を付けていただかないと、こちらの目算もつかないじゃないですか。

事務局 : 概算で、大山地区、東山地区を合計すると全土量が 12,135,840 m³。その内、採掘

済み土量が 6,270,000 m³。単純計算で残土量は、6,000,000 m³ということです。

委員 : それは全体で？

事務局 : 全体です。大山、東山全体で。

委員 : これは、あと百年させてくれっていうことやね。それをどうするのかという問題を皆で話し合ったほうがいいよ。この意見もそうやけど、最後で又、全部済んでないから延長させてくれっていう問題でしょ、正味の話。これをどうするか。

委員 : 前回の懇話会でも、委員の方々からは、もう止めればいいじゃないかという声が多かったと聞いています。それを、緑化という名目の下で採石事業を継続させてもらった。

委員おっしゃるように、菅島町内会としては、10年よりもちょっと採りたいというのは勿論あります。収入は確保していきたい。けども、おっしゃるようにロケーションだとか、観光地であるというのは僕らの意識の中にはあります。

その中で、石を採りながら、委員はたいしたことはないとおっしゃいましたが、それなりに緑化をしているということを認めて欲しい。

委員 : 最終的に菅島としては、3年や5年延ばしてもらっても満足しないのでしょ。

委員 : 早く言えば、一体で考えて欲しいというのがずっと要望していることなんです。

委員 : よろしいですか。結局菅島さんは、どこで決着つけるんですかという話ですよ。

50年続けてきたことを、100年続けるのもひとつの選択ですけれども。結局、以前委員さんにお会いしたときに、ずっと続けてきたものだからと言われるけれど、本当に島がなくなるまで続けるんですか。無くしてもいいんですか。

委員 : 大山は残すというのが町内会の判断です。

委員 : 残すにしても、全部掘ってしまってから残すとなったら大変なことじゃないですか。又、再生するのにお金が掛かる。だから、そこの決断だと思いますよ。

国立公園法もありますけど、綺麗な島を残すというのも子孫に出来る唯一のことですし。お金を残すということもそうかもしれない。けど、どこかで線を引かなければいけない。

僕は、協定書を最初読んだときに、線を引いたのが平成15年なんだなというふうに思いました。そのときに皆さん、決断をされたのだなと。平成26年に止めるという決断を皆さんがされたというのがこの協定書だと。

先程市長さんが言われた、客観的に見ていたら凄い決断をしたと思ったという市長さんの思いと同じでした、私。

委員 : そのときの経過というのが、まだ事業者も町内会もあそこには資源が眠っているというのが考えなんです、端的に申しますと。その資源を、まだ開発していきたいというのが事業者、菅島町内会の考えです。

そして、そこに皆さんがおっしゃる景観に配慮しながら常に緑化はしてきました。

委員 : この協定をしたときに、計画通り市のほうが、ちゃんと監視していたらよかったですけど。

委員 : この三者での契約というものは、凄く重いものだと思うんです。しかし、これを契約書の額面どおり読むと10年で終わりです。けれども、今言われるようにその裏には、さらに20年続けたい50年続けたという、地元の人にとっては皆かどうかは分かりませんが、大半の皆さんがそういうものを心の中に持ちながら、この契約に合意しているのかなというふうに読めるんです。

そうすると、委員が今、最終的に落しどころはこうなんでしょと言われましたけれども。それであったとしても、これはわれわれ委員だけじゃなしに、問題は市民がどこを取るかということです。伊勢志摩国立公園の景観を取って、経済的なことはこっちに置いておいてそうしたいという総意なのか。それとも、資源が眠っている。それを有効活用して、尚且つ出来るだけの緑化も平行して進めて。それで、10年と言わず20年、30年やりたいんですという思いが市民の皆さんに通じれば、法的な問題、環境問題をどうするかという問題は残りますが、ただそういう思いを持ちながら10年の契約に判を押す。

今回検討して、またぞろ10年の契約に調印するという事になってくると、一体あなた達委員は、何を提言してきたのか。その時その時の首長は、どういう判断に基づいて結論を出すのかということになると思うんです。

委員 : その話になるならば、国の今の流れですね。分権時代、地域主権。住民自治基本条例なんか作ったら、菅島町内会が特区を作ってくれといたら認めざるを得ないですよ。そういう話まで行くならば、しっかりと経済対策を。鳥羽市は、どうもっていくんだというグランドデザインが必要になってくる。鳥羽市は、無いものでこれをやってきたんですよ。そこら辺の温度差が、僕はおかしいと思いますけどね。

委員 : 温度差じゃなくって、私は、10年を契約したこれは確かに重いけれど、残り2年残して計画通りに遂行できないというのが見えてきたから、検討協議会を改めてしようというんでしょ。それなら、それでも仕方ないじゃないですか。

だけど、10年経って終わりとするのか継続するのも含めて、これは当然出てくることじゃないですか。そのことは、今回の検討協議会の議題には謳ってないと思うんです。だけどあなた方は、最終的にそこが一番重要なんだということですよ。

だから、委員が少し近回りしたけれど、そういうことならそのような議論をしないといけないんじゃないかとおっしゃったんだと思うんです。

本当の議題の目的は何なのかというのを隠していてもいけないんじゃないか、ここまで来たら。だから、それが良いか悪いか知りませんよ。そういうことも踏まえた中で、十分議論した上で提案をまとめていただくしか方法がないのかなという気がします。それまでには、何回か議論するんでしょうけど。

委員 : 一応、観光協会は、総会開いてこの問題は反対しますと。早くストップしてくださいという皆のまとめでした。

会長 : 僕も、当然地元の方はお金が入るのだから、続けたいという気持ちは理解出来ます。もし僕が菅島に住んでいたら、それこそ続けたいと思うと思いますけどね。

だけど、観光協会の方のおっしゃるのは反対だと。これも当然ですよ。

委員 : その前に、採石事業というのは、森林、山は削いてしまう。けれども、社会に対して必要なものでもあるということを経験者の方にも理解して欲しい。

会長 : それは皆、理解していると思いますよ。

委員 : そやけど何か、採って採ってとか言われると…。

会長 : それは当然必要ですけど、採石業者は採石権だと 20 年で終わってしまうんですよ。50 年も続くことはない。採石法の採石権では 20 年は採っても良いと決まっているんですよ。

事業者 : それはちょっと解釈が違ふと思います。契約は、20 年が最長の契約を結ぶことが出来て、それ以降は更新することが出来ると思いましたが。20 年で止めなさいということではないと理解しております。

最長 20 年の長期契約が出来て、それ以降は分割して契約していきなさいと言う理解です。

会長 : では、それが何故そう言う 20 年と言う期間があるのかというその精神ですね。採石法の精神としては、いわゆる 20 年も採ればかなり自然破壊するでしょうから元に戻しなさいという精神があると思いますし、それこそ、僕もよく分からないですけど、ここで許可を与えますよね。ここにも書いてありますけど、計画を出して県が許可を与えるわけですけども。その許可を与える判断というのは、いわゆる公共の福祉に反しないという、この採石事業を続けても公共の福祉に反しないという判断をもって許可するわけですから。

要するにこれ以上採石事業を続けたら、環境の福祉にですね、当然景観から何か含めて公共の福祉なわけですから、それに反するという判断がされればそれは許可されないと僕は思うんですけど。

事業者 : そこはですね、県の許認可の中でのご判断があると思うんです。私は採石法の 20 年というのはその意味での 20 年だと思いません。採石法に基づいて我々は申請いたしておりますけども、監督官庁の三重県さんの方がご判断することです。

会長 : そう、だから今後三重県さんがどうご判断するか分かりませんが。

事業者 : だからその場合、景観の問題があるのか、災害防止の問題があるのか色々あると思いますよ。だからその辺は、所管の官庁の方が法令上どうなっているのか、許認可に対してですよ。それは、考え方というのをもちだしたいと思いますので。

会長 : ですから勿論、権利があるからいくらでも採ってもいいと言うものではないと。採石が公共に役立っているということは分かりますよ。

(傍聴者より発言あり)

会長 : 傍聴者の発言はダメです。

委員 : 先ほど委員から、環境の面から環境省の委員の人達にも意見をとというのがあったので聞いてみては。

会長 : そのあたりがはっきりすると良いということで、議論できると思うんですけど。

委員 : この議題は、すでに3に入ったと考えていいんですか。

事務局 : 会長さん。時間も長くなってきましたのでちょっと休憩を。

会長 : それではここで10分ほど休憩をとります。

(休憩後再開)

会長 : よろしいですか。それでは、県や環境省の方のご意見を聞いていきたいと思えますので、先ず委員からお願いします。

委員 : 私のほうで所管しているのは、自然公園法という法律になります。

自然公園法に関して言うとですね、平成15年に土石の採取とすることで、場所としては普通地域と言う所なんですけれど、届出は鶴田石材さんから出していただいています。それには一応スケジュールが書いてありまして、そのスケジュール通り採取が進まなくても自然公園法上では問題がないと言いますか、特に法に抵触することはないです。自然公園法上で言うと、この10年で終わらなくてもそれを法的にこちらから何か言うということは無いです。

環境省の立場から言うとですね、最終的に計画通り緑化されることがやっぱり大事と考えています。やはり、元の生態系に還元していくために採石をするということだと思うので、最終的な目標と言うかゴールは緑化して元に戻していくことだと思いますのでそこが実行されていくことが大事だと考えています。

今回の協議会の話を受けたときに、私の上に名古屋に事務所がありますので、こういう協議会の話が来ていますと言った時に、何を検討するのと言われてまして私も明確に答えられないところがあったんですけど。

今日、話をずっと聞いていても何を決めていくのか、提言していくのかすごい曖昧で、このままだと提言することも出来ないまま終わってしまうような気がするので、そこは事務局のほうでもちゃんと整理をして。

一応協議会の設置要綱のほうにも所掌事務とか書いてあるんですけど、緑化還元に関することと言ってもいろんな項目が出てくると思いますし、今手をつけてない東山のこととか、やってきている緑化に関して余り効果が見られないというのもあるので、今までやってきた工法がよかったのかと言う評価も含まれるのかとも思います。

あと跡地の有効活用というのも書いてはあるんですけど、到底そこまで議論が行かないんじゃないかなという気がします。なかなか5回でやっていくというのもシビアかなと思うんですけど。

まあ、いい方向にといいですか、しっかり議論に参加していきたいなと思います。よろしくおねがいします。

委員 : 一市民の感覚から申しまして、あれだけの自然大破壊、何年間も放置、見るからに放置されている。何の法律にも触れないんですか。

委員 : 法に触れないと言いますか、実際15年に届出を出していただいたときも、これだけの量を採ります。でもちゃんと緑化もします。という申請になっている。

それで緑化をちゃんとやっていくかと言うのは、毎年報告をもらいますし、ちゃんと計画どおり緑化がされなければこちらからまた何らかの文書を出したり指導はしていくことになります。

委員 : 今のところは、あの状態が計画通りに進んでいるであろうと。

委員 : 計画通りに進んでいない。先ほどの話からすればお分かりだと思いますが。

ただ計画上、当初のスケジュール通り進んでいないからといって、それを計画通り戻してくださいというのは到底無理な話なので、こちらとしては、最終的に当初の緑化のゴールにたどり着くことを指導していく。

会長 : 自然公園法の今の許可を受けるとき、緑化する責任は事業者にあるんですか。計画書を出したり。

委員 : その時は当然、当初の検討会だとか踏まえた上でこちらも受けるようにしていますので。

事業者 : あの地域というのは、自然公園法における特別区域ではなくて普通区域なんですね。法令上は許可ではなくて届出です。環境省に対して届出をするというのが法令上の定めです。

あと詳細のところは、新たに採石場をするときには何か政省令があったと思いますが、基本的には行政としては既存のものについては認めるといいでしょうか。普通区域における開発行為に当たるわけですから、これは届出になると理解しております。普通区域はですね、特別区域は許可です、基本はですよ。

その上で、我々は緑化協定と言うのがあって、環境省さんに入ってもらって毎年緑化の状態についてご視察していただいて、市役所、市議会の方にも見ていただいている。

会長 : 届出、勧告と言うことですね。ですから、法律では届出なのでそれに対して勧告が出来るんですね。

事業者 : そうですね、届出に対して余りにも大規模な土石の採取になるので、法律の用語で言うと措置命令という形で、こういうことはしなさいという命令を届出の時に出して、それが報告だとか緑化をすることという内容になっています。

会長 : じゃ続いて県の方お願いします。

委員 : 土砂採取は、採石法第 33 条の規定により許可されるんですけど、この許可は平成 25 年 4 月 16 日で一旦切れるんですね。

今日僕が参加したのは、今むき出しになっているところをどうするのかと言う議論かなと思って来たんです。そうしたら結構売買契約書だとか色々あって。

そういう中で 26 年に緑化終了と言う主旨になっているけれども、今回聞いていたら元に戻るような話になっていってそれがどうなのかなということがあって。

私も初めてなのでその辺は良く分からないのですが。ただ気になるのは、25 年 4 月 16 日に切れるので、その申請についてですね。書類が上がってくると思っていますので。

会長 : それに対してはどうなるかは分からない。

委員 : 今のところでは何とも言えないですね。

会長 : それでは続いてお願いします。

委員 : 僕はこれに呼ばれたのは、緑化が26年3月31日までに終わるということで進んできていたのが、どうも終わりそうに無いので新たな緑化計画を立てる必要があるので参加してくださいという話で来ました。

今までの緑化の経緯とか何故うまくいってないのかというところを探って、こうしたらいいんじゃないとかいう話し合いかと思ってきましたので。

ちょっと資料的に準備してないんですが、行政として言うと、これは林地開発行為に相当して許可認可事務になっています。今鶴田さんのところは、申請書を出してもらって許可してやってもらっている状態です。

土採り自体、他のところでも遅々として計画通り進んでないところが多いんですが、こういう採石とかの場合は、全部採り終わった状態で沈砂池は戻して、周りの緑化とかが済んで調整池等も必要な分だけを残して引いていくというのが最後なんです。

今まだ採石の最後まで行ってないということは、最終の仕上げが出来ない状態なので延長はやむなしということで、林地開発のほうから言うと、あと5年とか10年とか、現状の直近2年くらいの平均でいくと月これだけ、あとこれだけなんでここまでというので工期延長を出してもらうことになると思います。

そして、それは仕方ないので変更を許可ということで工期延長をということになります。

会長 : 現状の緑化を復元するためにということですか。

委員 : いえ、林地開発の許可申請のときに計画を全部出してもらわねえんです。

事業計画区域がこれだけで、その内開発に掛かってさわる面積がこれだけで残地森林がこれだけ、造成森林がこれだけとか法面のこれだけ緑化しますとか、緑地率が決められていますのでそれを最終的に守っていただくしかないんです。

その計画、変更まで含んだ計画に基づいた跡地にならないと完了確認が出来ません。不合格ということになって、それは行政指導か何かでここをこうしなさいとか言う話になるんです。

そして、今回のこの協議会の一つが緑化計画を作るということになってまして、その緑化計画を作るにあたって、前に1回出来てるのは出来てるじゃないですか。前回、14年に出来てますよね。ところがこれでやってもらっているはずなんです、見てもらったら分かるとおりがらがないので全然緑化できてない。

なので、そのがらがらの所をどう緑化したらいいかという話し合いの方が、実があるような気がします。

委員 : 工法の見直しと言うのを提言してもらって、法面じゃなしにということもありますよね。

委員 : 見直しはやぶさかではないという話ですよ。

委員 : そうです。先ほど言われていた新たな所を採るということになれば、ちょっと大きな変更申請になって、そうすると今度は、従来は残地森林だった所を剥ぐのでそれに代わる緑地を造成しなければならないかもしれない。

それは、変更申請書が不備なく上がってきて、それを審査した結果全部丸が付けば、うちは許可しなければならないと書かれていますので許可ということになります。

委員 : 緑化の方法は違う業者にさせたらどうか。8年やっても成果が出ないんだから。

委員 : 法面に対して今やっていますが、結構な金額が掛かるんです。保育ポットに種を植えて穴掘ってそれを埋めて又被せて、水やってとか肥料やってとか。

成果は出ていないけど作業はやっているんだということを認めて欲しいんです。

それでも、8年もたって思ったような成果が得られてないと言うのは事実だから、緑化工法の見直しと言うことをこの場でも言ってもらってもよろしいかと思えます。

委員 : 環境省に関しては、今後クリーンエネルギーに関しては、国立公園内でも開発許可を出していくという指針が出ている。

その話と、県もこの間知事が鳥羽に来て、答志島をスマートアイランドにすると。クリーンエネルギーで太陽光など全部してやるという発表がされている中で、片方ではダメで片方では開発しようと言う議論が、行政の中で本当に行なわれていくんじゃないかと。

ということは、今この議論をしても後々国立公園内でも地熱や太陽光に関しては5万坪以上ですね、NEDO がしっかりとOKを出しているのは。そういう開発はどんどん行なわれてくると言う結果が前にぶら下がっている気がします。

それを後々又議論するのか、難しい問題を入れたらいけないのか。環境を重視するならば本当に、今、国なり知事さんがこの間から来て、鳥羽市もえらい答志島を開発するんだというような、本当にバラバラのような気がしましてね。今ちょっと話聞いてまして。

そして、菅島さんの問題をやっている中、いろんな所で、国立公園内で開発が行われてそれは又あとの問題だと。言うならば、結構バランスと言ったらおかしいけど、伊勢志摩国立公園内で良いものも悪いものもごちゃごちゃ、どんぶりになり始めているんじゃないかと。

そうなれば、鳥羽市が責任を持って税金を取ってきたとするならば、ちゃんとした検討をもう一度、市の方向性をしっかりと持つべきじゃないかと。

無いからこうやって皆さんに色々意見を聞いて、それが正しいか正しくないか僕ら結論よう出しません。

会長 : それはまあおっしゃるとおりです。どういう方向、最初に市長さんのご意見もありましたけど…

委員 : いや、違いましてね。前に進んでいくと進んでいくだけ深いものになる、中身の濃いものになる。となれば、それこそ本当に今後行われること、過去に行われたこと。見て判断していくようなものが、物差しではないけれど必要になってくる可能性が僕はあるんじゃないかなと思いましたが。その物差しが、どこら辺まで行くのだったら良いのか、悪いのかっていうような話を最終的には提言するわけですよ。

会長 : その物差しがおっしゃるのはどういう…

委員 : その物差しをここで決めても、先ほど言わせてもらったように国は国立公園内でも自然環境よりクリーンエネルギーを取りましようという話になってきてますやんか。

会長 : 場合もある。

委員 : 場合もあるということですよ。それで伊勢志摩はかなりの地熱がある、温泉が沸くということですから対照に入ってますよね。

委員 : それは採石とは違う問題じゃないか。

委員 : 違う問題じゃなしにそれも含めて、それじゃ答志島にスマートアイランドだといって山を開発してきても…

委員 : それは計画に基づいての開発でしょ。これは採石の問題だから。

委員 : 採石でも今、県さんが言われたように物事をしていって、鳥羽市の経済状況も皆さん分かっていると思います。過疎地域ですよ。経済を考えるなら継続ですよ。それをほっておいて環境見ましようといったらこれは反対ですよ。

委員 : それは一概に言えない。観光面でもマイナスがあるよ。金額にしたら大きいよ。

委員 : 観光面って勿論、僕はそれで戦ってきたんですよ。観光議員だと思ったもので。ただそこで前市長が言ったのは、「もう関係ありませんよ、そんなのは。大山、東山の違いをちゃんとはっきりあんたも議員なら鳥羽市の考え方を、大山だけが鳥羽市の権限です」とはっきり言ってきているんですから。けれども今になったらどんぶりですよ。

菅島住民は住民だし、私ら本土に住んでいるのも住民で、景観といったら自然で売っている風光明媚な鳥羽市は環境が良いのが一番よろしいわね。

そう言いながら経済が低迷していって、鳥羽市がつぶれて夕張になったらどうします。そこまで考えて欲しいと僕は思ってます。考えるべきだと思っってますね。一つの産業だけを見て物事を進めるのか、全体を見て判断していくのか。

それは本来ならば鳥羽市の方向性があるってこの議論をするならば僕は良いと思うけど。

委員 : ひとついいですか。委員のおっしゃることは、経済を優先してもっと延長してどっと採らしたらいいじゃないですかということですか。一言で言うと。

委員 : 今、国にしる県にしる流れがそうになってきている中で、鳥羽市だけが逆行するの、という本当の気持ちはそこです。

- 委員 : 何が逆行しているの。鳥羽市が今現在あの菅島の採石場のことにおいて。
例えばね、あの跡地利用に具体的な計画があるとするじゃないですか。例えばそれが太陽光パネルかも分かりません。その具体的な計画があって、あそこが最適だとして進めるために、今の採石を10年の計画よりももっと採った方が良いんだと言う議論ならばそういうことも議論としてかみ合うんですですけど、跡地利用の計画は今何もありませんよね、具体的なものは。
- 委員 : ただね(亀川)委員。そこまで言うのならばしっかりとした経済状況を皆さんに知っていただいて、鳥羽市の収入がこうで、こうなってこうなりますよということくらい示さないと、市は。僕はそう思いますけどね。
- 委員 : それは分かっていることだと思うけど。
- 委員 : 分かってないでしょ、みんな。
- 委員 : だから何を議論するのか。
- 委員 : 緑化は今やっていますよね。緑化はどうしましょうと。緑化は法面ですよ、緑化をする場所は。
- 委員 : 法面も平地もそうでしょ。
- 委員 : 違います。平地は跡地計画。そこを理解ちゃんとみんなしてもらわないと。市は教えなあかん。平地は跡地計画ですよ。
- 委員 : 跡地計画とは何ですか。
- 委員 : 法面に関して緑化をします。平地に関しては跡地計画を立てるようにこれにも載っています。菅島問題を考える懇話会、これの一番最後を見てください。跡地利用研究会を設置し、鳥羽市の今後の検討課題としたい。と言っています。
ということは、斜面23.5度、本当は大山、27度に変わっているんですけど、角度がきついよりゆるいほうが植物は育ちやすいですよ。これ強くしてますよね。
- 事務局 : よろしいですか。それは単斜面が27度なんです。10メートルいって小段を設けていますから、小段を含めると全体で23.5度になります。
- 委員 : そしたら斜面は何度？
- 事務局 : 単斜面は27度です。
- 委員 : 27度でもよろしいです。その部分の緑化よね、緑化と言うのは。平たい所は跡地計画ですよ。そうだったと僕は解釈しています。違います。
- 委員 : 跡地計画だから緑化しなくていいということですか。
- 委員 : 違います。区別されていたわけ。最初から言いますけど鳥羽市の権限と責任と言うのは、大山という67だったわけです。そして1に関しては東山と言う菅島町内会の権利だったわけです。それが今ごっちゃになっているんですけど。
今まで議会でやってきたことと、ここの議論されているのがごっちゃになっているということを先ずみんな理解して欲しい。
- 委員 : ごっちゃということは、緑化するということで一緒になっているということですよ。

委員 : それはみんななっているんだけど、緑化部分と言うのは法面なんですよ。

委員 : 法面だけでもいいけれど、大山も東山も法面の緑化は共通した課題でしょ。

委員 : 課題で今やってもらっているんですよ。

それを平たい所は跡地利用計画という計画を立てなければいけないとなっていたと思うんです。それは鳥羽市が主導権を持ってやるとなっていたんです。そこをやっていない所にこういう問題もひとつあるのかなということを知っていただくことと、片手間ではこういう議論をして、本当に自然環境を守るんだというような議論がされている中で、国も県も違う方向で又進んで、ご存知のようにこの間知事が来て答志島にスマートアイランドやと…

委員 : それは一緒にしたらあかんでしょ。

委員 : 一緒にしたらあかんけど、開発と言う言葉がもしか出てきたときに、同じ離島でこちらは普通地域、向こうは国立公園内。それでもやるといっている方と普通地域の中で問題なしと言っていた中でやっている方とそれこそごっちゃにしたらいかんですよ。

委員 : それ、ごっちゃにしているんですか。

委員 : それを区別していかなければいけないということをしつかりとみんな認識して欲しいということなんです。ということは、法令、省令、条例それを頭の中に入れて物事進めなければいけないのではないかと思います。

会長 : 先ず、2番の議題ですね。先ほど休憩前に、コンセンサスを得たかと思ったんですが、いわゆる所有権とか入会権の話に今ちょっと戻ってきたような気がするんですが。

委員 : すみません。ただ焦点は最終的にはそこへ行くと思いますのでね。

いくら提言がすばらしいのがあっても、市の判断は行政である限り法令、省令に基づいた法治国家なんですからそれに沿って進んで行くと思います。そのときに僕らが議論するものの中身を、基準ではないんですけど協議会の基準も無しの中で協議会の要綱だけあって物事を進めるのを、本当にこれがいいのかなと疑問に思ったのでそれを言わせてもらっただけです。どうでしょうね。

会長 : 所有権、入会権の問題は、それこそ長い裁判になって現状なんですよ。そこをここの会議で結論を出すことは出来ない。

委員 : それはここにも書いてありますよね。

会長 : ですので、とりあえずはっきりした事実関係として確実に言えるのは協定書ではないかと僕は思うのですが。

委員 : そうですよ。いろんな協定書がありますから。この協定書を遂行してもらうためにも、もう一度役所自体が理解すべきことがいっぱいあるんじゃないかなということ。それを皆さんに知ってもらった中で議論しなければならないのが本来の流れではないかなと思うんですけど。

そこら辺は違う方がおりましたら、そう違うんじゃないかなと、この会議は。

- 会長 : その辺のもう少し事実関係のような資料が必要だと。事務局から出していただく必要があると。
- 委員 : 区別はしなければいけないと思うんですけど、区別しがたいようなことが周りで起こっていると。僕は鳥羽市の中で起こっていると思いますから。
そこら辺で、これをバツにしたら全部バツにするのかと。マルとしたらみんなマルなのかと。そこら辺の基準、物差しを市は、多少なり持ってこの協議会に望むのが本来の形ではないかと思っています。
- 委員 : その前に、10年前に一応皆で提言して、三者で協定書を結んで立派なものできたわけじゃないか。この件をどうするかということを考えなければならない。これも尊重すべきことだし。
市長があんなことを言わなければ、これを主にやらなければいけないんだけど。
これもしかし、10年経ったら本当は済んでいなければならないんだけど、そうしたら、10年前の会議は何だったんだということになってくる。
- 委員 : そうなっていかにざるを得ない社会情勢があるわけだと僕は認識していますけれど。10年前の鳥羽市の経済状況と、今の10年経った鳥羽市の経済状況が一緒なら僕は何も言いませんけど。
- 委員 : 経済情勢というのは、鳥羽市の経済情勢が10年前、正確に言うと8年前と今と違うから、緑化なり採石事業が進んでいないと言うことではなしに、鶴田さんが言われる経済情勢というのは、日本の公共事業を含めた経済情勢で、採石事業というのが思ったほど伸びてないということでしょう。
- 事業者 : そうです。
- 委員 : そうですね。
- 委員 : それは鶴田さんですね。鶴田さんのかんらん岩が売れない理由というのはそういう部分があるということですよ。
私の考える部分は、経済を考えるという話ならばですよ、経済を優先するならば、ちょっとでも税収を切るよりは税収のあるものを欲しいわけですよ、行政としては。いらんとは絶対に言わないと思う。
それでなくても、トップセールスだといって鳥羽まで来る間は企業誘致ばかりどんどん進んでいますよね。財政的に裕福になっている。津市なんか新しい市長になってから、6件大手企業を入れたなどと新聞に載っていますよね。
そういうことが、ここまで来れないというすごく弱点な場所ですよ、地域性にしても。
そういうのを考えるならば、本当に経済を上げるならば、こういう鶴田さんの採石事業というのは金のなる木ですよ。それを今後どうやって緑化しながら終結していくかというのが今回の議論の対象になるかと思うんですけど。
その前に知っていただかなければいけないことがたくさんあるということをおっしゃっていただけたらと思います。それで理解されないなら仕方がないのかなと思うんです。

すけど。

委員 : その前に知ってもらいたいこと？

委員 : 今言わせてもらった、鶴田さんは26年3月で終結だという議論ですよ。

それでもこの間新聞を見ていると、知事が来て答志島をスマートアイランドだと。左手では緑化を元に戻して自然環境を保てと言っているのに、右手ではそういった話まで知った中で物事を皆で議論すべきじゃないかなと思ったのでそれを言わせてもらっているだけで。

この鶴田さんの終結だけで終結なんだというならば議論することないんですから。次に繋がるようにもって言ってください。

委員 : 終結と決めてこの検討協議会をやろうとしているのか。一応26年3月末を持って終わりという契約書に基づいて今進みつつあるわけですよ。ところがその計画通りに進んでないから如何いたしましょうかと。そのためにどうしたらいいのかを検討協議会で検討してくれということですよ。

その結果、意見がまとまって提言された。そのとおりに市長が判断するのか、そうは言うもののこうだという行政側の判断があるのか、それは私たちがとやかく言う問題ではないけれども。

我々としては、この10年間の契約内容に基づいて今までのスケジュールがどうだったのか、残り2年間でどういうふうを考えておられるのか、そういうものを事業者であったり菅島の町内会であったり、そういう人たちの意見を踏まえた上で、この約束事をどう見直すのか。あくまでもその通りにするようにするのか。そういうまとめ方をしていくしか方法がないわけですよ。

それと、さらにそれを超えて、金のなる木だからもっと先まで採ろうという意見にまで行くのかどうか。

委員 : それはもう後の話です。

委員 : それは後の話ですよ。とりあえずはこの10年の中で、10年間の計画はまっとう出来ないという見込みですから、さあどうするかということで皆さんの知恵を出し合って、それじゃこんな方向でどうかと。出来ない原因は何なのか。経済情勢だけなのか、それとも緑化事業はしたけれど思うように結果が出てないから、それじゃやり方はどうなんだと言う具体的なこともあるんだと思うんです。

委員 : ですから委員。最初に私が言ったように知識のずれがこういう意見のずれに変わっていくんじゃないかと僕は思っていたんです。

環境だけを見ていたら、そんなもの反対だという意見が多くなるのは当たり前ですよ。

委員 : だけど、反対だけれどもまた議論する中で反対の意見がもう少し接点が見出せるじゃないですか。そのために議論するわけですから。

とりあえずは契約に基づいて、我々に与えられた使命が何なのかということに基づいて議論を進めていかないとこんな終わりませんよ。

事務局： 協定書には期限と緑化をなささいという2つがあるわけです。期限で終わるとい
うことだと緑化が出来ないわけじゃないですか。それをどう考えていくかという
ことなんです。緑化を進めていくというなら当然採石は継続になりますしその辺の
協議をお願いします。

委員： 勿論そう思っていたんです。ただ、委員と菅島の町内会さんの話を聞いていると、
継続か継続じゃないかという議論に変わっていったので、僕は、それは基本的には
違うんじゃないかと思いはじめたので。

許認可の問題もあって、許認可の中ではOKですという話を今聞いた時点で、今
のままだったら普通地域で何も問題ないんだと。遅れば遅れただけの申請をすれ
ば、それは認可せざるを得ないという話を聞いている中で、そういう意見に思った
ので好きなことを言わせてもらっているだけで。

勿論、この協定書が守られるのが一番よろしいですね。それが委員言われるよ
うに守られないのならどうしてこうかという議論を前向きにしていって僕は
問題ないと思います。

ただ、資料なり知識の温度差が出てくると思いますよ。やっぱりもうちょっと資
料が必要じゃないかなと思います。

会長： 今、委員にまとめていただいたように、2番はこれでよろしいですか。

委員： 今後のあり方ということにすでに話移っている。しかもそれがレンジャーの方、
三重県の方の話から推測するに、「出しなされ」と。「認めてあげる可能性があるよ」
というニュアンスに聞こえます。「止める理由はないよ」と。下種な言い方をしま
すとね、そのように取れるわけでした。

すでにこれはもう何と言いますか、公の官の方からお墨付きというところちょっと語
弊がありますが、そういう臭いを強く感じています。

委員： それはね、あの山を採らせてくれと言って申請したら県は認可せざるを得ない
ということ。

副会長： 手続き上のことを説明されただけだと思います。行政側のきちとした手続きに
則った考え方を示していただいたというふうに理解したらいいと思います。

委員： 承知しました。この跡地利用。私は最大の問題はですね、緑化の問題と同時に跡
地利用の問題が非常に大きいと思います。

鳥羽市にはですね、私個人的に申し上げて何のビジョンもない。国際観光都市で
あるビジョンが何もない。歴代の市長さん、そういうビジョン示されましたか。議
会の方が或いは観光協会の方が、非常に長いスパンでのビジョンを示されたとい
うことを私は聞いたことがない。

そこでこの機会に、この範囲を多少逸脱するというご意見もあると思いますが、
跡地利用の問題の範囲をもっと大きくしてこの協議会の中にそれも含めたビジョ
ンを提言する場にして欲しいと私は思います。

会長： それは中々難しいかと思うんですが。回数の制限もありますし。

私は、それは最後に要望するという形にしたいと思うんですが。

ようやく 2 番の経緯、大体ここまでの話としては、纏ったんではないかと思うんですけど。話し合うことの内容、経緯を理解して何を話し合えばいいかというところは。勿論まだ資料が足りないところはあると思うんですが、それで補っていただいて出来るだけベースを上げて、何を話し合うかというところまで来たと思います。だいぶ時間も延長しております。すみません、議長の不手際で。

ですので、この議題は大体纏ったと思いますので、2 番の議題はこれで終わらせていただきまして、3 番の議題、その他について事務局何かありますでしょうか。

事務局： 次回の協議会についてのお知らせなんですけれども、5 月 22 日に開催させていただきたいと思います。

次回は現地を視察していただくということで、ニュー美しまの栈橋に 1 時 30 分に集まっていただき船で菅島へ渡ります。

現地で、緑化の状況を見ていただき、その後鶴田さんの会議室をお借りして意見交換を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

なお、悪天候の場合は、こちらのほうで開催ということになりますので、またご連絡させていただきます。

会長： では、そのことにつきましては、後日各委員さんに文書でお知らせするというところでお願いします。

他、その他について何か…

委員： あの、5 億円の緑化資金について、いくら使っていくら残っているのかというのを次回提出していただきたい。

会長： 基金の現状について、次回お知らせいただけますでしょうか。それも大事な情報になりますのでお願いします。

他に何かこういう資料が欲しいということがありましたら。

委員： 確認ですが、次回ご回答願いたい。平成 14 年 9 月 30 日に契約満了したとなっております。完全に履行されたのかどうか。

事務局： それも調べさせていただきます。

会長： それでよろしいですか。

では、本日どうも長い間ありがとうございました。